

第 10 章 評価書補正に当たっての評価書記載事項 との相違の概要

第 10 章 評価書補正に当たっての評価書記載 事項との相違の概要

評価書を補正するに当たっては、評価書の内容を一部変更した。該当箇所及び相違の概要を表 10-1 に示す。

なお、表中の「該当箇所」欄の記載及び「相違の概要」欄に記載の行数字は、補正後の評価書におけるものである。

表 10-1 評価書補正に当たっての評価書記載事項との相違の概要 (1/7)

該当箇所		相違の概要	
第 2 章	2.2.6 対象事業に係る ダム の 堤 体 の 規 模	P2-4	「図 2.2-2 貯水池容量配分図」を追加した。
	2.2.7 対象事業に係る ダム の 供 用 に 関 す る 事 項	P2-7	(1)洪水調節 1~4 行目の「肱川は現在まで河川改修事業やダム事業を進めてきているが、大洲盆地から下流は勾配が緩く潮位の影響を受けやすく、また、山脚が河川に迫り川幅が狭いため、洪水時には水位が高くなる。このため大洲盆地に集中した洪水がはけにくいことから氾濫しやすく、大洲盆地内の集落は水害に見舞われる宿命にある。肱川水系における過去の水害を写真 2.2-1 に示す。」を追加した。
			「写真 2.2-1 肱川水系における過去の水害」を追加した。
		P2-8	脚注に「「肱川水系河川整備計画【中下流圏域】(平成 16 年 5 月)」参照。(http://www.skr.mlit.go.jp/oozu/kawanavi/kasenseibi/kawaseibi_sakutei.html)」を追加した。
			3~6 行目の「河辺川計画高水量(ダム地点)を、図 2.2-6 に示す。また、山鳥坂ダムの建設及び既設野村ダムに加えて既設鹿野川ダムを改造し、これらのダム群により、大洲地点(肱川橋)において戦後最大洪水規模の 5,000 m ³ /秒に対し 1,100 m ³ /秒の洪水調節を行う。」を追加した。
			「図 2.2-6 河辺川計画高水量(ダム地点)」を追加した。
			(2)流水の正常な機能の維持 1~5 行目の「肱川の河川環境の現状としては、鹿野川ダムの肱川発電所でピーク立って発電を行っていることから河川流量の変動が大きいことや、渇水時に 3.3m ³ /秒程度しか流れない時期があることが挙げられる。それにより動植物の生息・生育や景観等に必要水量の確保が求められるといった課題がある。鹿野川ダム肱川発電所のピーク立って発電による流況の変化を写真 2.2-2 に示す。」を追加した。

表 10-1 評価書補正に当たっての評価書記載事項との相違の概要 (2/7)

該当箇所		相違の概要	
第 2 章	2.2.7 対象事業に係るダムの供用に関する事項	P2-8	「写真 2.2-2 鹿野川ダム肱川発電所のピーク立て発電による流況の変化」を追加した。
		P2-9	1 行目「9,200,000m ³ の貯留量を利用して、山鳥坂ダム直下において」を「山鳥坂ダムでは9,200,000m ³ の貯留量を利用して、ダム直下において」に変更した。 6～8 行目の「さらに鹿野川ダムの肱川発電所のピーク立て発電を廃止し、大洲地点の自然流量（ダムがない場合の自然の流量）が平水流量程度（過去 40 年間の平水流量は、概ね 20m ³ /秒）以下の場合には、3 ダム全体では貯留せずに河川の自然な流れの回復を図る。」を追加した。 「(3) 堆砂容量 総貯水容量 24,900,000 m ³ のうち、1,700,000m ³ の貯水容量を利用して、山鳥坂ダムの機能を維持するための堆砂容量を確保する。堆砂容量は 100 年間にダムに流れ込むと予想される土砂を貯める容量である。」を追加した。
		P2-10	(1) 工事中道路の設置の工事 3～4 行目「また、工事中道路には舗装を敷設し、濁水の発生や粉じんの発生を抑制する。」を追加した。
	P2-11	「なお、(1)～(6)の各工事では、裸地が発生する工事区域の周囲に排水設備を設け、河川への濁水の流入を防止する。」を追加した。	
	P2-12	(8) 工事完了後の施工設備の跡地等について 「工事完了後の施工設備の跡地、建設発生土処理場の跡地及び工事中道路の取り扱いについては、未定である。」を追加した。	
	3.1.1	3.1.1.3 騒音	P3-12

表 10-1 評価書補正に当たっての評価書記載事項との相違の概要 (3/7)

該当箇所			相違の概要
3.1.1	3.1.1.3 騒音	P3-16	表 3.1.1-5 騒音の状況 (2/2) の、2 下敷水地区 主要地方道小田河辺大洲線沿道及び 6 鹿野川地区 主要地方道小田河辺大洲線沿道について、環境基準値の「B 地域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する地域」を「A 及び B 地域」に変更した。
6.1.2	6.1.2.1 調査の結果	P6.1.2-8	b) 道路の沿道の騒音レベル 3～5 行目「下敷水地区の地点 2 及び鹿野川地区の地点 6 (主要地方道小田河辺大洲線沿道) は一車線と二車線が混在した道路であり、」を削除した。 5 行目「地点 1、3～5」を「地点 1～6」に変更した。 9 行目「下敷水地区の地点 2、鹿野川地区の地点 6 及び」を削除した。 10 行目「地点 1、3～5」を「地点 1～6」に変更した。 12～14 行目「地点 1～7 の全ての地点において昼間、夜間ともに環境基準を満たしており、要請限度を下回っている。」を、「下敷水地区の地点 2 及び鹿野川地区の地点 6 では昼間、夜間ともに環境基準を満たしていないが、その他の地点では昼間、夜間ともに環境基準を満たしている。また、全ての地点で要請限度を下回っている。」に変更した。
		P6.1.2-9	表 6.1.2-2(2) 道路の沿道の騒音の状況の、2 下敷水地区 主要地方道小田河辺大洲線沿道及び 6 鹿野川地区 主要地方道小田河辺大洲線沿道について、環境基準値の「B 地域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する地域」を「A 及び B 地域」に変更した。
	6.1.2.6 評価の結果	P6.1.2-76	2) 基準又は目標との整合の視点の 13 行目「下敷水地区、鹿野川地区及び」を削除した。 14～15 行目「敷水地区及び京造地区」を「敷水地区、下敷水地区、京造地区及び鹿野川地区」に変更した。
		P6.1.2-78	表 6.1.2-18 基準又は目標との整合性の検討結果 (工事用車両の運行に係る騒音) の主要地方道小田河辺大洲線の要請限度について、「75 以下」を「65 以下」に変更した。
6.1.4	6.1.4.4 予測の結果	P6.1.4-152	表 6.1.4-55 「山鳥坂ダム貯水池表層地点」を「山鳥坂ダム貯水池地点」に変更した。
		P6.1.4-153～154	図 6.1.4-61 水位に誤記があり変更した。
	6.1.4.5 環境保全措置の検討	P6.1.4-216～217	図 6.1.4-82 水位に誤記があり変更した。
		P6.1.4-226	表 6.1.4-79(2) ダム建設前の Ch1-a を追記した。
		P6.1.4-236	表 6.1.4-81 の注意書きの「SS25」を「BOD:2」に変更した。
		P6.1.4-246	「(4) 環境保全措置と併せて実施する対応」を追加した。

表 10-1 評価書補正に当たっての評価書記載事項との相違の概要 (4/7)

該当箇所		相違の概要
6.1.6	6.1.6.2 調査結果の概要	P6.1.6-108 o) クマタカのカ) 行動圏とその内部構造の推定結果について、5行目～6行目の「つがい対象事業実施区域及びその周辺の区域に生息していないことから、」を削除した。
	6.1.6.4 環境保全措置の検討	P6.1.6-508 表 6.1.6-25 環境保全措置の検討項目(4/21)のミサゴについて、4行目の「本種への直接改変及び直接改変以外の影響(建設機械の稼働等)による生息環境の変化は想定されない。」を削除した。
		P6.1.6-513 表 6.1.6-25 環境保全措置の検討項目(4/21)のハチクマについて、6行目の「本種の主要な生息環境」を「本種の生息環境」に変更した。
	6.1.6.5 事後調査	P6.1.6-534 表 6.1.6-29 事後調査の項目及び手法等について、項目及び手法等に、「サシバ」、「クマタカ」、「ヤイロチョウ」を追加した。
6.1.8	6.1.8.4 予測の結果	P6.1.8-117 表 6.1.8-45 水位の計算条件について、表中に「なお、計算にあたっては、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を考慮して行った。」
	6.1.8.6 環境影響を低減するために実施する対応	P6.1.8-157 「2) 貯水池法面の樹木の保全 生物の生息・生育環境の保全に配慮して、必要に応じて常時満水位以上の貯水池法面は樹木を伐採せずに残置させ、植生の保全を図る。」を、「生物の生息・生育環境の保全に配慮して、原則として常時満水位以上の貯水池法面は樹木を伐採せずに残置させ、植生の保全を図る。」に変更した。
		「3) 下流河川の監視 ダム工事の実施期間中及び供用開始後に、ダム下流河川における魚類、底生動物、河川の植生等の動植物の生息・生育状況及び生息・生育環境について環境監視を行う。監視の結果、河床高及び河床構成材料の状況に応じ、専門家の指導及び助言を得ながら、環境影響を出来る限り回避、又は低減するための措置を検討する。」を追加した。
6.1.8.7 事後調査	P6.1.8-158 1行目の「生態系に係る事後調査は、環境影響の程度が著しいものとなるおそれはないと判断し、実施しない。」を「実施するとして事後調査の項目及び手法等を表 6.1.8-65に示す。事後調査の結果は、事後調査報告書として公表とする。」に変更した。 「表 6.1.6-65 事後調査の項目及び手法等」を追加した。	

表 10-1 評価書補正に当たっての評価書記載事項との相違の概要 (5/7)

該当箇所		相違の概要	
6.2	6.2.1 環境保全措置の比較検討及び内容	P6.2-1	(1) 工事の実施における環境保全措置 2行目の「同一項目の環境保全措置が異なる実施内容となるものはないため、全て実施する。」を「上述した問題はないと考えられることから、全て実施する。」に変更した。
		P6.2-4	(2) 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置 3行目の「同一項目の環境保全措置が異なる実施内容となるものはないため、全て実施する。」を「上述した問題はないと考えられることから、全て実施する。」に変更した。
		P6.2-7	「6.2.2 環境保全の見地からの全般的な取組み」を追加した。
6.3	6.3.2 事後調査の内容	P6.3-2	表 6.3-1 事後調査の内容について、「サンバ」、「クマタカ」、「ヤイロチョウ」を追加した。
		P6.3-3	表 6.3-1 事後調査の内容について、「サンバ」を追加した。
		P6.3-4	3～11行目に「・供用開始後には、専門家の指導及び助言を得ながら、ダム貯水池における水質監視を行う。また、工事の実施前、実施期間中及び供用開始後には、専門家の指導及び助言を得ながら、ダム下流河川における水質監視を行う。 ダム貯水池やダム下流河川における水質監視の結果、環境への影響等が懸念される事態が生じた場合は、専門家の指導及び助言を得ながら、必要に応じ対策を検討する。」 「・ダムの工事の実施期間中及び供用開始後に、ダム下流河川における生物の生息・生育状況や生息・生育環境の把握等の環境監視を行う。監視の結果、河床高及び河床構成材料の状況に応じ、専門家の指導・助言を得ながら、環境影響をできる限り回避、又は低減するための措置を検討する。」を追加した。 7～9行目に「監視の結果、新たに重要な動植物が確認された場合は、専門家の意見を聴取した上で、これらの種の生息、生育環境に対する影響が最小限となるよう、適切な措置を講じる。」を追加した。 「また、工事の実施中において、事後調査、環境監視等に伴い、新たに重要な動植物が確認された場合は、専門家の意見を聴取した上で、これらの種の生息、生育環境に対する影響が最小限となるよう、適切な措置を講じる。」を削除した。

表 10-1 評価書補正に当たっての評価書記載事項との相違の概要 (6/7)

該当箇所		相違の概要
6.4	6.4 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	<p>P6. 4-3</p> <p>表 6.4-1(1) 調査、予測、環境の保全のための措置、環境の状況把握のための措置、評価の結果の概要(大気環境) (2/6)の【調査の結果】b) 道路の沿道の騒音レベル 2行目の「主要地方道小田河辺大洲線沿道及び」を削除した。 4～8 行目の「市道京造・見の越線沿道、市道見の越・敷水線沿道、市道谷口・敷水線沿道及び市道大坪息引線沿道は A 及び B 地域における環境基準を参考値として調査結果との比較を行うと、いずれの調査地点も、昼間、夜間ともに環境基準を満たしている。」を「主要地方道小田河辺大洲線沿道、市道京造・見の越線沿道、市道見の越・敷水線沿道、市道谷口・敷水線沿道及び市道大坪息引線沿道は A 及び B 地域における環境基準を参考値として調査結果との比較を行うと、主要地方道小田河辺大洲線沿道では昼間、夜間ともに環境基準を満たしていないが、その他の地点では昼間、夜間ともに環境基準を満たしている。」に変更した。 10～14 行目の「主要地方道小田河辺大洲線沿道及び市道公園清水橋線沿道は b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域、市道京造・見の越線沿道、市道見の越・敷水線沿道、市道谷口・敷水線沿道及び市道大坪息引線沿道は a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域」を「市道公園清水橋線沿道は b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域、主要地方道小田河辺大洲線沿道、市道京造・見の越線沿道、市道見の越・敷水線沿道、市道谷口・敷水線沿道及び市道大坪息引線沿道は a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域」に変更した。</p>
		<p>P6. 4-5</p> <p>表 6.4-1(1) 調査、予測、環境の保全のための措置、環境の状況把握のための措置、評価の結果の概要(大気環境) (4/6)の 2) 基準又は目標との整合性に係る評価 16～19 行目の「下敷水地区、鹿野川地区及び予子林地区は b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域、敷水地区及び京造地区については a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域」を「予子林地区は b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域、敷水地区、下敷水地区京造地区及び鹿野川地区については a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域」に変更した。</p>

表 10-1 評価書補正に当たっての評価書記載事項との相違の概要 (7/7)

該当箇所		相違の概要	
6.4	6.4 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	P6.4-34	表 6.4-1(4) 調査、予測、環境の保全のための措置、環境の状況把握のための措置、評価の結果の概要(動物)(17/17)の【環境の状況把握のための措置(事後調査)】について、1行目に「サシバ、クマタカ、ヤイロチョウ、オモゴミズギワカメムシ、キイロサナエ及びアオサナエについて事後調査を実施する。サシバについては、「生態系」に示す。」を追加した。
			表 6.4-1(4) 調査、予測、環境の保全のための措置、環境の状況把握のための措置、評価の結果の概要(動物)(17/17)の【環境の状況把握のための措置(事後調査)】について、項目に「クマタカ」及び「ヤイロチョウ」を追加した。
		P6.4-42	表 6.4-1(6) 調査、予測、環境の保全のための措置、環境の状況把握のための措置、評価の結果の概要(生態系)(1/3)の上位性(陸域)の【調査の結果】について、2行目の「対象実施区域及びその周辺への依存度」を「対象実施区域及びその周辺の区域への依存度」に変更した。
			表 6.4-1(6) 調査、予測、環境の保全のための措置、環境の状況把握のための措置、評価の結果の概要(生態系)(1/3)の上位性(河川域)の【調査の結果】について、2行目の「対象実施区域及びその周辺への依存度」を「対象実施区域及びその周辺の区域への依存度」に変更した。
参考資料	参考資料-9	P資料 9-1	「参考資料-9 評価書に対する国土交通大臣意見」を追加した。